

質問内容	回 答
提示した歩合・電気代・コピー機以外に場所代等かかる経費はあるか。	<p>係る経費については、以下のとおりです。</p> <p>【自動販売機】</p> <p>賃料：設置された飲料自動販売機の販売実績から、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除いた額に、落札歩合率（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を乗じた金額</p> <p>光熱水費：子メーターの確認結果に基づき実費</p> <p>【コインベンダー式コピー機】</p> <p>使用料：なし（別途減免申請手続きが必要です）</p> <p>光熱費：全額減免</p> <p>ただし、コピー用紙の補充やトナーの交換等、管理に係る経費は負担してください。</p>
災害ベンダー使用について、バッテリー搭載型と無しの2パターンがあるか指定はあるか。	災害発生時に飲料の提供が可能であれば、特に指定はしません。
コピー機の設置場所は1F売店内か。 また運営に関しては、売店と直接、話し合いをする必要があるか	<p>設置場所については、金沢区総合庁舎内となりますが、未定です。別途指示します。</p> <p>コピー機の管理（コピー用紙の補充やトナーの交換等）は設置者自らが行うこととし、運営にあたって疑義等があれば庁舎管理者と協議するものとします。</p>
1フロア2台自販機を設置している場所について、1台を災害援助ベンダー、もう一台を通常自販機とすることは可能か	全台災害援助ベンダーとしてください。
自販機落札業者が、コピー機管理を専門の事業者へ委託管理することは可能か	可能です。
コピー機は領収書の発行が必要か	領収書が発行できればより望ましいものと考えますが、必須とはしません。